

平成28年6月
平成28年第2回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 6号	専決処分事項の報告について（和解について）	1
報告第 7号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	4
報告第 8号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	8
報告第 9号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	12
報告第10号	平成27年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	16
報告第11号	平成27年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	18
報告第12号	平成27年度栃木市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書	26
報告第13号	平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書	28
報告第14号	放棄した債権の報告について	30
報告第15号	栃木市土地開発公社の平成28事業年度事業計画書の提出について	31
報告第16号	一般財団法人栃木市農業公社の平成28年度事業計画書の提出について	32
報告第17号	株式会社観光農園いわふねの平成28年度事業計画書の提出について	33
議案第62号	市長の専決処分事項の承認について (栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	34
議案第63号	平成28年度栃木市一般会計補正予算（第1号）	別冊
議案第64号	栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会条例の制定について	38
議案第65号	栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例の制定について	42
議案第66号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について	46
議案第67号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を	

	改正する条例の制定について	48
議案第68号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第69号	栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	64
議案第70号	栃木市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例の制定について	66
議案第71号	栃木県南公設地方卸売市場事務組合同規約の一部を変更する規約について	68
議案第72号	財産の取得について	70
議案第73号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	71
議案第74号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	72
議案第75号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	73
議案第76号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	74
議案第77号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	75
議案第78号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	76
議案第79号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	77
議案第80号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	78
議案第81号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	79
議案第82号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	80
議案第83号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	81
議案第84号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	82
議案第85号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	83

議案第86号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	84
議案第87号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	85
議案第88号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	86
議案第89号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	87
議案第90号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	88
議案第91号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	89
議案第92号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	90
議案第93号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	91
議案第94号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	92
議案第95号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	93
議案第96号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	94
議案第97号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	95
議案第98号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	96
議案第99号	工事請負契約の締結について	97

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

1 略

2 1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

3 以下略

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年2月29日、栃木市大宮町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大宮町地内居住者

2 損害賠償の額

306,612円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

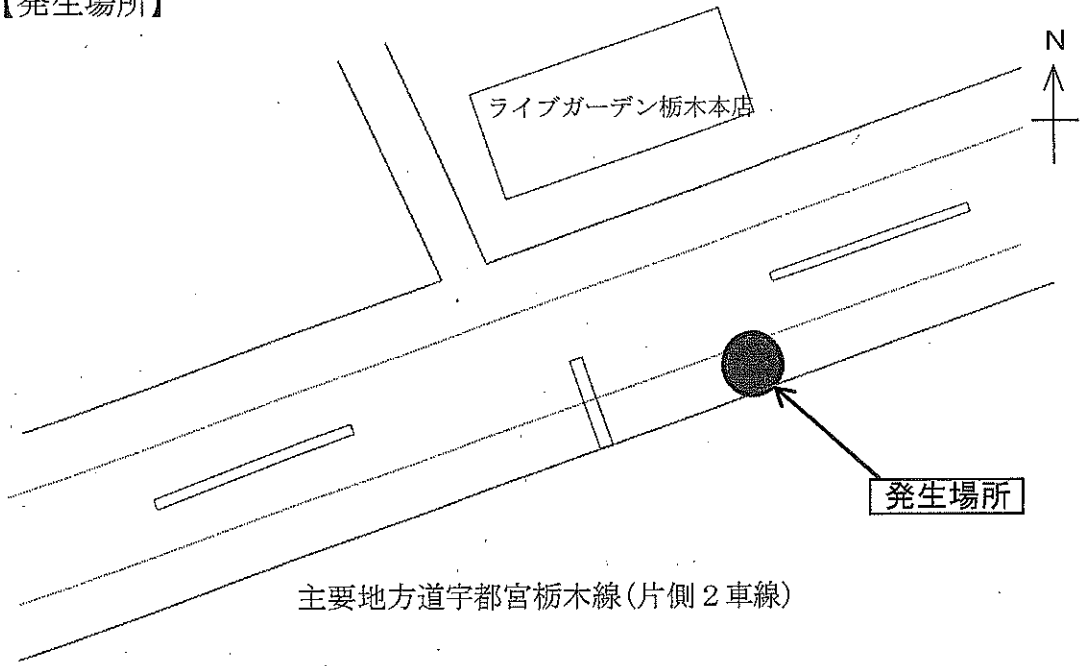
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

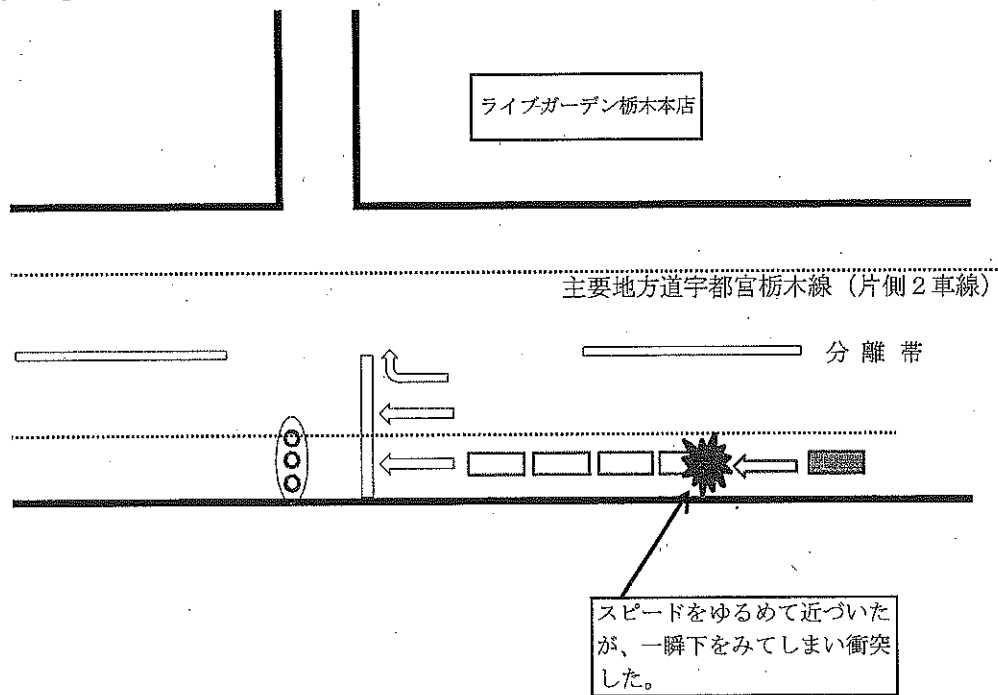
1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

【発生場所】



【発生状況】



前方不注意により、信号待ちをしていた車両に追突した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年4月28日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年4月4日、栃木市倭町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

東京都文京区地内法人

2 損害賠償の額

600,000円

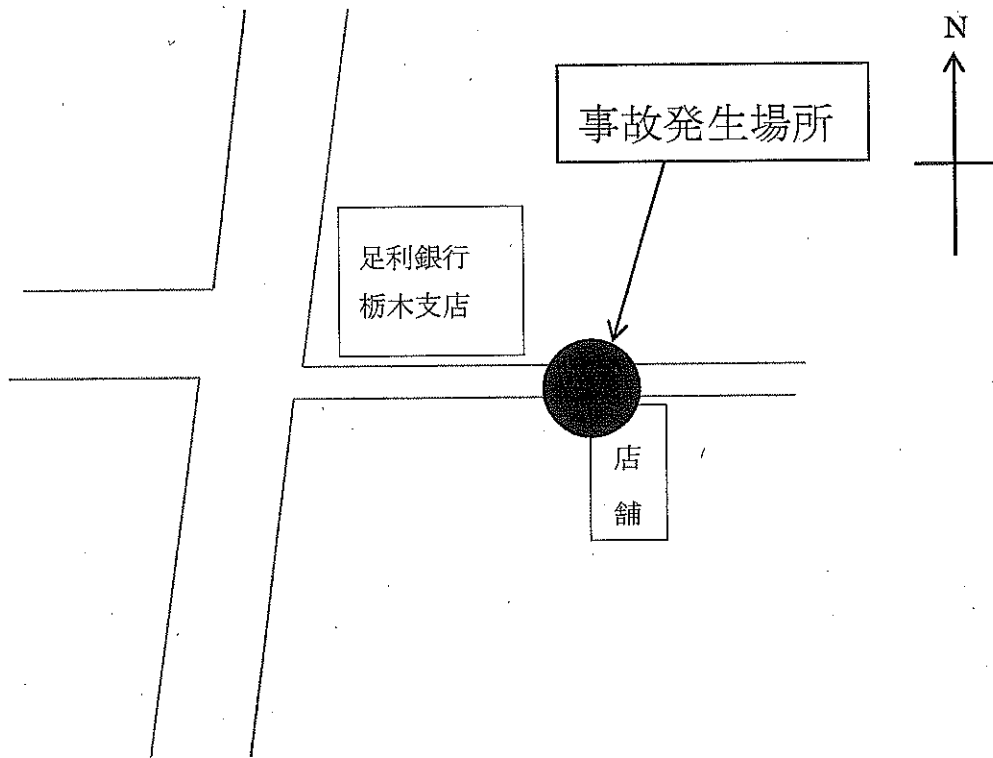
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

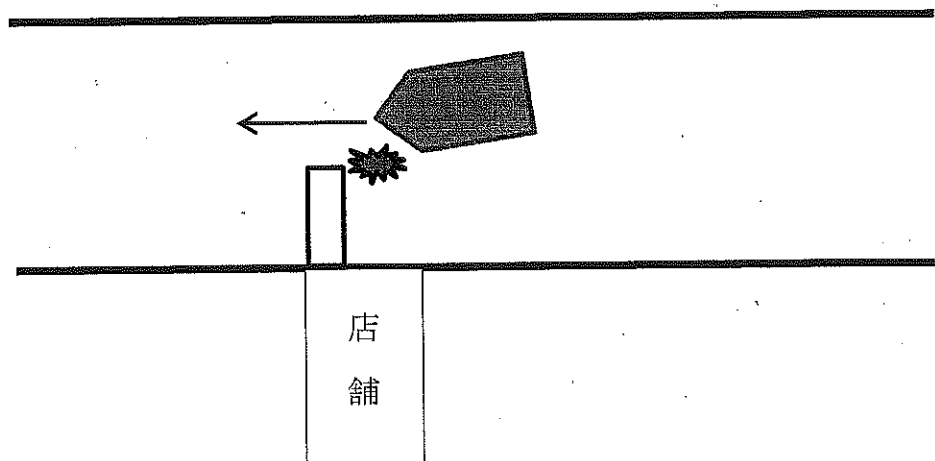
[参照条文]

報告第7号と同じ。

【発生場所】



【発生状況】



同乗者の降車のために道路左端に停車しようとした際、店舗用の看板に車の屋根部分が接触し、破損させた。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成28年5月6日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年2月28日、栃木市大平町西山田地内において発生した消防団車両による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市岩舟町静地内居住者

2 損害賠償の額

337,176円

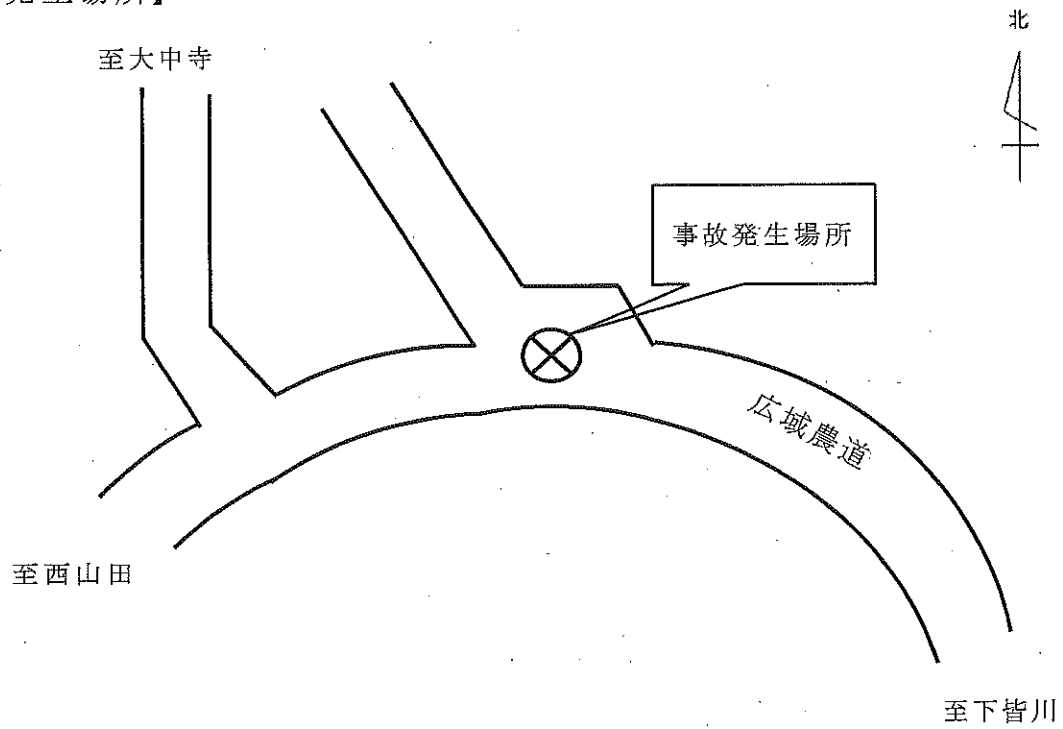
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

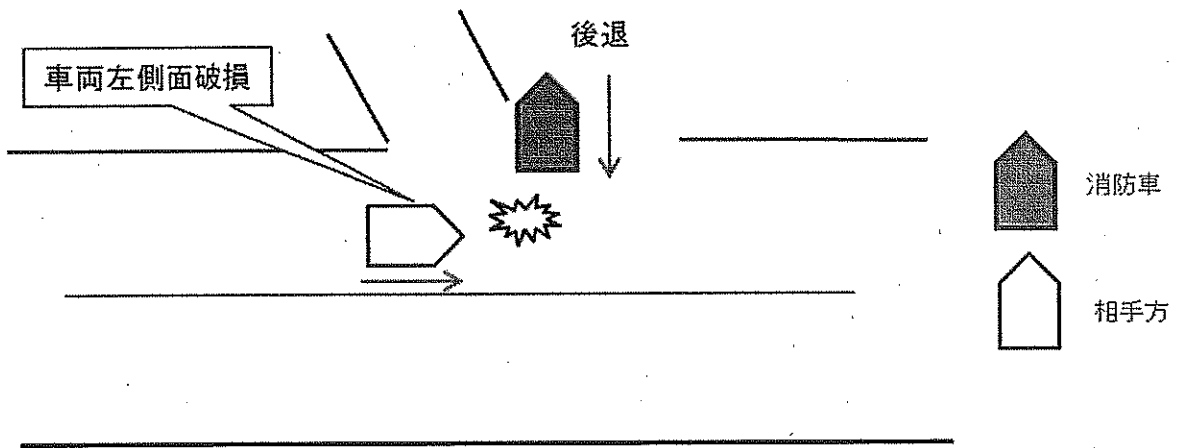
[参照条文]

報告第7号と同じ。

【発生場所】



【発生状況】



火災現場に出動した消防車が方向転換時、後続の車両に気づかず後退したため、相手車両の左側面に衝突した。

平成27年度栃木市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成27年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
10 教育費	3 中学校費	大平中学校校舎等 整備事業	円 2,341,811,000	円 1,616,179,000	円	円 1,616,179,000
合 計			2,341,811,000	1,616,179,000		1,616,179,000

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 通次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円
763,649,000	852,530,000	852,530,000	76,595,000	242,035,000	533,900,000	
763,649,000	852,530,000	852,530,000	76,595,000	242,035,000	533,900,000	

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	職員課一般経常事務	1,059,000 ^円
		文書管理（栃木）	2,908,000
		街なか連携インキュベーション事業	30,000,000
		観光ネットワーク サイクリング事業	800,000
		情報セキュリティ強化対策事業	52,466,000
	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事業	46,805,000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業	531,544,000
		大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営	48,924,000
	2 児童福祉費	認定こども園施設整備補助金	326,850,000
6 農林水産業費	1 農業費	首都圏農業確立対策補助事業（栃木）	70,000,000
		市単独農業農村整備事業（西方）	11,500,000
		農畜産業災害復旧支援事業（平成27年9月豪雨災害）	57,700,000
	2 林業費	出流ふれあいの森施設管理	6,000,000
8 土木費	1 土木管理費	建築指導事業	1,200,000
	2 道路橋りょう費	市道各号線舗装補修事業（栃木）	30,000,000
		市道D311号線外道路新設改良事業（栃木仲方）	43,972,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 1,058,400	円	円	円	円	円 1,058,400
2,908,000					2,908,000
30,000,000		30,000,000			
800,000		800,000			
52,466,000		17,450,000	17,400,000		17,616,000
38,402,000		38,402,000			
531,544,000		531,544,000			
48,924,000					48,924,000
302,499,000		231,585,000	63,800,000		7,114,000
30,144,000		30,144,000			
11,500,000					11,500,000
50,849,000					50,849,000
5,522,000					5,522,000
600,000		300,000			300,000
30,000,000			27,000,000		3,000,000
43,972,000			39,500,000		4,472,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道209号線道路改良事業（栃木平井町）	10,834,000
		市道102号線道路改良事業（栃木今泉町1丁目）	9,445,000
		市道114号線道路改良事業（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）	25,600,000
		市道106号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）	4,329,000
		市道〇-152・〇-153・〇-280号線外1路線道路改良事業（大平牛久・川連）	10,500,000
		市道〇-205号線道路改良事業（大平下皆川）	23,688,000
		市道〇-30・〇-1号線道路改良事業（大平下皆川）	2,200,000
		市道F6号線道路改良事業（藤岡富吉1区）	33,160,000
		市道F1-15号線外道路改良事業（藤岡新井新田）	7,000,000
		市道T②-402号線外道路改良事業（都賀家中）	4,594,000
		市道I388号線道路改良事業（岩舟静）	10,941,000
		市道I139号線道路改良事業（岩舟静）	10,625,000
		市道各号線橋りょう補修事業	4,209,000
	4 都市計画費	宅地等復旧支援補助金（平成27年9月豪雨災害）	36,468,000
新大平下駅前地区土地区画整理事業		65,000,000	
9 消防費	1 消防費	消防団機械器具置場等整備事業	22,077,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
	既収入 特定財源	未収入特定財源			
		国県支出金	地方債	その他	
2,015,000			1,800,000		215,000
8,225,000		4,607,000	3,200,000		418,000
24,800,000		11,880,000	11,600,000		1,320,000
4,094,000		1,759,000	2,100,000		235,000
10,500,000	1,000,000		9,400,000		100,000
23,688,000			21,300,000		2,388,000
2,200,000			1,900,000		300,000
33,160,000		13,508,000	17,600,000		2,052,000
7,000,000			6,300,000		700,000
4,594,000			4,100,000		494,000
6,741,000		3,465,000	2,900,000		376,000
8,756,000		1,441,000	6,500,000		815,000
4,209,000			3,700,000		509,000
35,946,000					35,946,000
65,000,000		24,200,000	36,700,000		4,100,000
22,000,600			18,000,000		4,000,600

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	地域防災計画・水防計画改定委託	1,800,000
		部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業	9,300,000
10 教育費	3 中学校費	東陽中学校敷地拡張整備事業	9,000,000
	4 社会教育費	伝建地区拠点施設整備事業	136,000,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農業施設災害復旧事業（平成27年9月豪雨 災害）（都賀）	73,327,000
		農業施設災害復旧事業（平成27年9月豪雨 災害）（西方）	63,890,000
		農業施設災害復旧事業（平成27年9月豪雨 災害）（岩舟）	34,000,000
		林業施設災害復旧事業（平成27年9月豪雨 災害）（岩舟）	8,323,000
		農地災害復旧事業（平成27年9月豪雨災 害）（栃木）	3,400,000
		農地災害復旧事業（平成27年9月豪雨災 害）（都賀）	10,262,000
	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業（平成27年9月 豪雨災害）（栃木）	43,200,000
		道路橋りょう災害復旧事業（平成27年9月 豪雨災害）（大平）	94,000,000
		道路橋りょう災害復旧事業（平成27年9月 豪雨災害）（都賀）	226,279,000
		道路橋りょう災害復旧事業（平成27年9月 豪雨災害）（西方）	144,452,000
		河川災害復旧事業（平成27年9月豪雨災 害）（栃木）	34,917,000
		河川災害復旧事業（平成27年9月豪雨災 害）（都賀）	22,254,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
	既収入 特定財源	未収入特定財源			
		国県支出金	地方債	その他	
1,800,000					1,800,000
9,300,000	9,300,000				
9,000,000					9,000,000
136,000,000		36,535,000			99,465,000
58,430,000			8,700,000		49,730,000
23,534,000			3,900,000		19,634,000
29,600,000			14,000,000		15,600,000
3,500,000			1,900,000		1,600,000
2,400,000					2,400,000
4,810,000			300,000		4,510,000
35,889,000		8,726,000	9,800,000		17,363,000
94,000,000		45,194,000	43,100,000		5,706,000
226,278,600		134,090,000	92,100,000		88,600
143,239,000		91,812,000	47,800,000		3,627,000
33,048,000		22,042,000	11,000,000		6,000
22,254,000		14,843,000	7,400,000		11,000

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	公園災害復旧事業（平成27年9月豪雨災害）（栃木）	10,952,000
		公園災害復旧事業（平成27年9月豪雨災害）（西方）	66,000,000
	3 教育施設災害 復旧費	小学校施設災害復旧事業（平成27年9月豪雨災害）	53,442,000
	4 厚生労働施設 災害復旧費	学童保育施設災害復旧事業（平成27年9月豪雨災害）	3,510,000
合 計			2,590,706,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
	既収入 特定財源	未収入特定財源			
		国県支出金	地方債	その他	
10,952,000		4,322,000	6,100,000		530,000
66,000,000		34,433,000	31,500,000		67,000
29,194,000		17,874,000	7,500,000		3,820,000
2,582,000		2,462,000	100,000		20,000
2,385,927,600	10,300,000	1,353,418,000	580,000,000		442,209,600

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度栃木市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 公共下水道費	1 公共下水道費	公共下水道施設管理	円 9,504,000
		公共下水道建設事業	138,660,000
合 計			148,164,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 9,504,000	円	円	円	円	円 9,504,000
99,144,000		13,000,000	81,100,000		5,044,000
108,648,000		13,000,000	81,100,000		14,548,000

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成27年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
1 産業団地造成事業費	1 産業団地造成事業費	千塚町上川原産業団地造成事業	円 59,660,000
合 計			59,660,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
59,660,000			59,600,000		60,000
59,660,000			59,600,000		60,000

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

放棄した債権の報告について

栃木市債権管理条例（平成24年栃木市条例第37号）第15条第1項の規定により、市の債権について、次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

債権放棄調書

債権の名称 (担当部課)	債権の額(円)	放棄した事由	放棄決定日	債権の件数 (件)
水道料金(建設水道部水道業務課)	1,949,340	第2号(時効完成)	平成28年3月31日	191
小計	1,949,340			191
市営住宅使用料(都市整備部住宅課)	2,962,640	第2号(時効完成)	平成28年3月31日	21
小計	2,962,640			21
学童保育事業費負担金 (こども未来部子育て支援課)	468,000	第2号(時効完成)	平成28年3月31日	43
小計	468,000			43
学校給食費(教育部保健給食課)	524,738	第2号(時効完成)	平成28年3月31日	15
小計	524,738			15
合計	5,904,718			270

栃木市土地開発公社の平成28事業年度事業計画書の提出につ
いて

栃木市土地開発公社の平成28事業年度事業計画書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

一般財団法人栃木市農業公社の平成28年度事業計画書の提出
について

一般財団法人栃木市農業公社の平成28年度事業計画書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

株式会社観光農園いわふねの平成28年度事業計画書の提出に
ついて

株式会社観光農園いわふねの平成28年度事業計画書を地方自治法（昭和
22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出
する。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

市長の専決処分事項の承認について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

栃木市長 鈴木俊美

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第31号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会条例の制定につ
いて

栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会条例を次のように制定する
ものとする。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会条例

(設置)

第1条 企画提案方式により吾一からくり時計を製作するに当たり、企画提案事業者（以下「事業者」という。）の審査等を公平かつ公正に実施するため、栃木市吾一からくり時計製作事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 事業者の募集に関する事項
- (2) 事業者の審査及び選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、吾一からくり時計の製作に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体を代表する者
- (3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成29年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、公開することができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、事業者の提案内容、事業遂行能力その他の考慮すべき事項を総合的に判断し、公平かつ公正に審査を行わなければならない。

2 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員がその職を退いた後も同様とする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に書類の提出及び

説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例の制定について

栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例を次のように制定するものとする。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例

(設置)

第1条 文化施設の拠点として文化芸術施設及び文学施設（以下「文化芸術施設等」という。）を整備するに当たり、必要な調査及び検討を行うため、栃木市文化芸術施設等整備検討審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 文化芸術施設等の基本計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術施設等の整備に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化芸術施設等の建設及び運営に関し学識経験を有する者
- (2) 文化財の保護に関し学識経験を有する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習部文化課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第22条第8号イの表中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年栃木市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表中「外気に向かって開く
ことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大
臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認め
られるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に
規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限
る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、
第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

47 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審	次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に掲げる基準（以下この項及び次項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。）に適合している旨を証する書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。次項において同じ。）の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 一戸建ての住宅に係る申請 4,700円 イ 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円
---------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

査

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 住宅部分（(イ)に係るものを除く。） 4,700円

(イ) 共同住宅等の部分について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	9,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	18,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	41,000円
5,000平方メートル以上の場合	74,000円

(ウ) 非住宅部分について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	9,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	25,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	74,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	110,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	140,000円
25,000平方メートル以上の場合	180,000円

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。

以下この項において同じ。)を用いるものに限る。)に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合
31,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合
35,000円

イ 共同住宅等(性能基準を用いるものに限る。)に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
63,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 100,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 180,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 250,000円

ウ 一の建築物全体に係る申請(ア及びイに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 住宅部分((イ)に係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。)について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

200平方メートル未満の場合	31,000円
200平方メートル以上の場合	35,000円

(イ) 共同住宅等の部分(性能基準を用いるものに限る。)について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	63,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	100,000円
2,000平方メートル以上5,	180,000円

000平方メートル未満の場合	
5,000平方メートル以上	250,000円

(ウ) 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	80,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	130,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	210,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	280,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	340,000円
25,000平方メートル以上	400,000円

(エ) 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能誘導基準であって、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、次の表の左欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額

300平方メートル未満の場合	210,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	330,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	480,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	590,000円

10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満 の場合	700,000円
25,000平方メートル以上 の場合	800,000円

2 1の申請に併せて行う法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積（建築物を建築する場合にあっては当該建築に係る部分の床面積、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合にあっては当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1。イからケまでにおいて同じ。）の合計が30平方メートル以内の場合 9,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内の場合 15,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合 23,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 37,000円

オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 66,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 94,000円

キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 190,000円

ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 310,000円

ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 560,000円

(2) 法第6条の3第1項の構造計算適合性判定（以下この項及び次項において「構造計算適合性判定」という。）

を要する建築物に該当する一の建築物（法第20条第2項の規定により一の建築物の部分が別の建築物とみなされる場合にあつては、当該建築物の部分）ごとに次に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額

ア 法第20条第1項第2号イ又は第3号イの構造計算が同項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積（構造計算適合性判定に係る部分の床面積に限る。（イ）から（オ）まで及びイにおいて同じ。）の合計が1,000平方メートル以内の場合 115,350円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 143,700円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 157,350円

(エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 199,350円

(オ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 337,950円

イ アに掲げる構造計算適合性判定以外の構造計算適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が1,000平方メートル以内の場合 166,800円

(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 222,450円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 255,000円

(エ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え

	<p>50,000平方メートル以内の場合 336,900円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 619,350円</p> <p>(3) 法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに15,000円(小荷物専用昇降機については、7,000円)</p>
48 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項(2を除く。)において「計画」という。)の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 一戸建ての住宅に係る申請 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ 共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(1)のイに規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>ウ 一の建築物全体に係る申請(ア及びイに掲げる申請を除く。) 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>(ア) 計画の認定を受けた住宅部分((イ)に係るものを除く。)について、前項の右欄の1の(1)のウの(ア)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(イ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は非住宅部分について、前項の右欄の1の(1)のウに規定する金額</p> <p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分</p>

に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅に係る申請 前項の右欄の1の(2)の
アに規定する金額の2分の1に相当する金額

イ 共同住宅等に係る申請 前項の右欄の1の(2)のイ
に規定する金額の2分の1に相当する金額

ウ 一の建築物全体に係る申請（ア及びイに掲げる申請
を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

(ア) 計画の認定を受けた住宅部分（イに係るものを除
く。）について、前項の右欄の1の(2)のウの(ア)に
規定する金額の2分の1に相当する金額

(イ) 計画の認定を受けた共同住宅等の部分について、
前項の右欄の1の(2)のウの(イ)に規定する金額の2
分の1に相当する金額

(ウ) 計画の認定を受けた非住宅部分について、前項の
右欄の1の(2)のウの(ウ)に規定する金額の2分の1
に相当する金額

(エ) 新たに追加する住宅部分、共同住宅等の部分又は
非住宅部分について、前項の右欄の1の(2)のウに規
定する金額

2 1の申請に併せて行う法第6条第1項に規定する建築基
準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査
次に掲げる金額を合算した金額

(1) 床面積（建築物の計画の変更に係る部分にあつては当
該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1、床面積の
増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積、建
築物の計画を変更し、大規模の修繕又は大規模の模様替
をする場合にあつては当該計画の変更に係る部分の床面
積の2分の1）の合計に応じ、前項の右欄の2の(1)に規
定する金額

(2) 構造計算適合性判定を要する建築物に該当する建築物
については、前項の右欄の2の(2)に規定する金額

(3) 法第87条の2に規定する建築設備が設置される建築
物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備
にあつては当該変更に係る一の建築設備ごとに8,000
円（小荷物専用昇降機については、6,000円）、

	新たに設置する建築設備にあつては前項の右欄の2の(3)に規定する金額
49 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 当該建築物のエネルギー消費性能が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合している旨を証する書類（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限る。）の添付があつた場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請 4,700円</p> <p>(2) 共同住宅等に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場合 74,000円</p> <p>(3) 一の建築物全体に係る申請（(1)及び(2)に掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>ア 住宅部分（イに係るものを除く。） 4,700円</p> <p>イ 共同住宅等の部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 9,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 18,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 41,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場</p>

合 74,000円

ウ 非住宅部分について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
9,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合
25,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合
74,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合
110,000円
- (オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合
140,000円
- (カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合
180,000円

2 1に掲げる場合以外の場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 一戸建ての住宅（仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合
16,000円
- イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合
17,000円

(2) 一戸建ての住宅（性能基準（建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項において同じ。）を用いるものに限る。）に係る申請
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 床面積の合計が200平方メートル未満の場合
31,000円
- イ 床面積の合計が200平方メートル以上の場合
3

5, 000円

(3) 共同住宅等（仕様基準を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 30, 000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の場合 52, 000円

ウ 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満の場合 95, 000円

エ 床面積の合計が5, 000平方メートル以上の場合 140, 000円

(4) 共同住宅等（性能基準を用いるものに限る。）に係る申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 63, 000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満の場合 100, 000円

ウ 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満の場合 180, 000円

エ 床面積の合計が5, 000平方メートル以上の場合 250, 000円

(5) 一の建築物全体に係る申請（(1)から(4)までに掲げる申請を除く。） 次に掲げる金額を合算した金額

ア 住宅部分（ウ及びエに係るものを除き、仕様基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合 16, 000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合 17, 000円

イ 住宅部分（ウ及びエに係るものを除き、性能基準を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の場合
31,000円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の場合
35,000円

ウ 共同住宅等の部分（仕様基準を用いるものに限る。）
について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
30,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000
平方メートル未満の場合 52,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,
000平方メートル未満の場合 95,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場
合 140,000円

エ 共同住宅等の部分（性能基準を用いるものに限る。）
について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
63,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000
平方メートル未満の場合 100,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,
000平方メートル未満の場合 180,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の場
合 250,000円

オ 非住宅部分（モデル建物法（建築物エネルギー消費
性能基準であって、市長が指定するものをいう。）を
用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区
分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合
80,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000
平方メートル未満の場合 130,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,

- 000平方メートル未満の場合 210,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 280,000円
- (オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 340,000円
- (カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 400,000円
- カ 非住宅部分（標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。）を用いるものに限る。）について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の場合 210,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合 330,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 480,000円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 590,000円
- (オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 700,000円
- (カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 800,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成22年栃木市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「6万200円」を「6万4,500円」に改め、同条第2号ア中「1万5,300円」を「1万5,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条中「501円99銭」を「525円6銭」に、「30万1,875円」を「31万500円」に改める。

第11条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

栃木市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例の制定に
ついて

栃木市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市東日本大震災復興推進基金条例を廃止する条例

栃木市東日本大震災復興推進基金条例(平成24年栃木市条例第1号)は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県南公設地方卸売市場事務組合同規約の一部を変更する規約
について

事務組合の共同処理する事務の変更に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、栃木県南公設地方卸売市場事務組合同規約（平成2年栃木県指令地第692号）を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するものとする。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木県南公設地方卸売市場事務組合同規約の一部を変更する規約

栃木県南公設地方卸売市場事務組合同規約（平成2年栃木県指令地第692号）の一部を次のように変更する。

第3条中「設置及び管理運営」を「設置、管理運営及び廃止（民営化に関する公募に係る事務を含む。）」に改正する。

附 則

この規約は、栃木県知事の許可のあった日から施行する。

財産の取得について

はしご付消防ポンプ自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

- | | |
|----------|------------------------------------------------|
| 1 財産の表示 | はしご付消防ポンプ自動車 1台 |
| 2 取得の方法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 212,760,000円 |
| 4 取得相手 | 東京都港区西新橋3丁目25番31号
株式会社モリタ 東京営業部
部長 山北 忠司 |

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市岩舟町下津原256番地1

氏 名 金澤 伸子

生年月日 昭和23年9月4日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市都賀町木1692番地

氏 名 大橋 重

生年月日 昭和14年6月14日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市藤岡町藤岡2191番地1

氏 名 赤坂 敏雄

生年月日 昭和20年8月9日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市尻内町306番地

氏 名 篠崎 藤重

生年月日 昭和22年2月2日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市藤岡町赤麻4493番地

氏 名 前田 克己

生年月日 昭和23年3月13日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市岩舟町小野寺2651番地

氏 名 山中 雅博

生年月日 昭和23年3月14日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市大平町横堀713番地1

氏 名 大島 公一

生年月日 昭和23年10月25日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市岩舟町和泉1614番地1

氏 名 戸澤 忠夫

生年月日 昭和23年11月8日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市千塚町688番地1

氏 名 柴 賢一郎

生年月日 昭和24年7月5日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市今泉町 1 丁目 26 番 4 号

氏 名 牛久 秀一

生年月日 昭和 24 年 7 月 23 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 宇都宮市緑 1 丁目 5 番 2 号

氏 名 鈴木 芳博

生年月日 昭和 24 年 12 月 7 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市藤岡町蛭沼 1 6 7 4 番地

氏 名 大山 善夫

生年月日 昭和 25 年 1 月 1 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市都賀町升塚 9 4 番地

氏 名 手塚 政子

生年月日 昭和 25 年 3 月 8 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市大平町下皆川431番地
氏 名 阿部 秀夫
生年月日 昭和25年8月19日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市大平町西山田 288 番地

氏 名 山本 千恵子

生年月日 昭和 25 年 9 月 23 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市神田町 27 番 6 号
氏 名 木村 隆夫
生年月日 昭和 25 年 12 月 14 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市皆川城内町 993 番地

氏 名 岩出 秀男

生年月日 昭和 26 年 3 月 29 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市藤岡町大田和294番地
氏 名 早乙女 正司
生年月日 昭和27年1月15日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市西方町本城1351番地

氏 名 荒木 陽子

生年月日 昭和27年11月1日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市大塚町1000番地1

氏 名 若色 昭松

生年月日 昭和29年6月15日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市西方町金崎306番地1
氏 名 渡邊 秀男
生年月日 昭和29年6月17日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市大平町新751番地
氏 名 永田 久男
生年月日 昭和29年9月5日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市大平町富田384番地10

氏 名 平本 勲

生年月日 昭和29年9月30日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市都賀町家中485番地
氏 名 大塚 幸八
生年月日 昭和30年5月1日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 28 年 6 月 10 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市藤岡町太田 272 番地

氏 名 渡辺 計子

生年月日 昭和 33 年 2 月 27 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市岩舟町豊岡709番地
氏 名 五十畑 節子
生年月日 昭和35年3月8日

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月10日提出

栃木市長 鈴木俊美

- 1 契約の目的 市道D311号線新千塚橋上部工事
(市道14111号線)
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 216,000,000円
- 4 契約の相手方 大田原市上石上1848番地
川田建設株式会社栃木営業所
所長 藤本 勝夫